

2012年 2月15日改定

2020年 2月18日改定

休館期間（1・2・8月）の動画撮影貸出し要項

鳩山会館は1・2・8月を休館期間としております。この期間に映画・ドラマ・CM・ファッション関係などの撮影を希望される場合は、この要項をご理解の上、申込書に必要事項を記入してご提出ください。

1. 撮影希望者は「撮影使用申込書」（HP からダウンロードできます）に企画書、台本などを添えて1か月前に提出してください。映像等の使用は申込目的以外の使用をお断りします。お申込みの案件は、運営会議で可否を決定し、速やかにご連絡します。
2. 使用目的が公序良俗に反し営利目的の場合、火器の使用、構造物に負荷のかかる照明装置・装飾、大音量を発すると思われる撮影などは、貸出をお断りします。また、撮影には職員が必ず立ち会います。使用目的が申し込みと異なる場合、お断りすることがあります。
3. 撮影の可能な日は、日程が空いていればいつでも可能です。時間は9:00~17:00の8時間です。予定時間内で準備と撮影と片付けが実施できるようにご計画ください。時間延長等についてはご相談ください。
4. 撮影で着替えを必要とする場合は、3階の着付室がご利用できます。
5. 1日の撮影料は30万円です。半日の場合20万円、着付室は5万円です。料金は申込許可時に合計の半額、残額は撮影当日、撮影開始前に消費税と共に現金でお支払いください。1週間前のキャンセルの場合は半額を申し受けます。
6. 仮申込みをお受け致しますが、申込書（仮と記載下さい）をFAXで送信して下さい。ご確認はさせていただきますが、正式申込みが優先となりますのでご了承下さい。
7. 大きな機材、大きな発電装置などの持ち込みはできません。
照明用電源接続設備（200V,60A）が利用できます
使用料 1回5万円（9:00~17:00が原則、延長：17:00~21:00 2万円）
8. 駐車スペースに限りがあります。お申込みの際に確認してください。
9. この要項と『撮影の際の遵守事項』『注意事項』『使用料のお支払い・・・』をご了承の上お申込みください。

以上

鳩山会館を使用する『撮影の際の遵守事項』

- 1 撮影は、第1、第2、第3応接室、サンルーム及び前庭を使用してください。許可された以外の場所には、立入らないでください。
- 2 施設内は禁煙です。近隣は住宅街ですので、火器は厳禁とし、大きな音を出さないように気をつけてください。奇抜な企画には応じかねます。
- 3 申込みは担当者が必ず会館を下見し、事前打ち合わせをした上で申し込んでください。その他、特別な希望がある場合は、会館管理担当者と十分に相談・調整を行ってください。
- 4 撮影に際しては、建物、家具等を傷つけないように十分に注意し、必要な場合は必ず養生をしてください。
- 5 『細いハイヒール』での館内歩行はできません。玄関で備え付けのスリッパに履き替えてください。万一、傷を付けた場合は、当館指定業者による修復とし、修復費用をご負担いただきます。
- 6 悪天候などやむを得ない事情以外には、撮影スケジュールは変更しないようお願いいたします。変更が生じる場合は、早急に担当者と協議し、また、撮影をキャンセルする場合は、速やかに担当者にご連絡ください。
- 7 申込みがあった内容以外の施設使用や第三者の制作会社・団体との共同使用は禁止です。撮影には職員が必ず立ち会います。申し込み内容と撮影内容が異なると判断される場合、お断りすることがあります。
- 8 撮影などにより発生したゴミや汚れは、撮影終了後直ちに片付け・清掃をして原状復帰してください。ゴミ類は、持ち帰ってください。原状復帰等を怠った場合は、次回以降お貸出しできないことがあります。
- 9 撮影中の事故やトラブルが発生した場合は、被害者の救護や被害の拡大防止など必要な措置を講じるとともに、警察や消防、施設管理者に直ちに報告してください。
- 10 施設利用中のやむを得ない事故に備え損害賠償責任保険に加入してください。また、万一、人や動植物に危害を加え建物や備品などを破損した場合は、責任を持って治療費、修復費用等を負担し損害を賠償してください。損害賠償保険に加入していない場合は、事故発生の際に各種損害の賠償責任が発生することをご承知下さい。

以上

鳩山会館使用上のご注意について

- 1 鳩山会館は1924年に建築し、個人宅として利用してきたものを修復し、平成8年から一般公開している歴史的な建造物です。大切にご使用頂けますようお願いいたします。
- 2 申込みは担当者が必ず会館の下見をして、「貸し出し要項」と「遵守事項」、「料金のお支払い……」及びこの「使用上のご注意」等の説明をお受け頂き、ご納得のうえお申込みください。申し込みは所定の用紙を使用してください。
- 3 機材の搬入、撮影器具の養生など十分に注意して、廊下など床材を傷つけぬよう十分にご注意ください。また、持ち込みの家具等の移動に際しては丁寧に扱って頂き、引きずったりしないようご注意ください。備え付けの家具、カーペットなど移動したものなどは必ず元の位置に戻してください。
- 4 養生の際に使用するテープは必ず「養生テープ」をご使用ください。特に、応接間、玄関入口、廊下（フローア部分）、階段を養生する場合、必ず徹底してください。
- 5 剥がす時も丁寧に剥がしてください。過去に、弱めのテープだからと使用され、不注意でニスやワックスを剥がして大事（おおごと）になり弁償して頂いたことがあります。
- 6 撤収の際は急いで作業が雑になりがちです。担当の方が最後まで責任を持って頂き、事故が起こらないよう十分に注意を払ってくださるようお願いいたします。
- 7 廊下については、置き敷きのカーペットを載せてしまえば分らなくなる場所もあります。後になって気付くことがあります。後からの場合、お互いの見解の行き違いなども生じるおそれがあります。丁寧に使用して頂くようお願いいたします。
- 8 撤収終了後は使用した各部屋を担当者が立ち会い、会館警備員の点検を必ず受けてください。
- 9 会館に持ち込む車両は長さ 7m、高さ 2.5m以内に制限しています。坂の U ターンカーブが曲がり切れないことと 2.5m以上になりますと桜の枝が引っかかって枝を折ってしまいますので必ずお守りください。
- 10 車両の駐車スペースは限られていますが、注意事項を守っていただければ最大 10 台くらいまでは駐車が可能です。下見の折にご相談ください。
- 11 その他、問題が発生した場合、必ず会館管理者/警備員にご連絡ください。

令和3年2月18日改訂

鳩山会館使用上のご注意について (2)

「使用上のご注意」の説明の不十分な点を補い追加いたしました

鳩 山 会 館

1. 当会館は1924年に竣工後100年近くが経過している歴史的な建築物ですので、様々な部分で劣化のため不具合・故障などが起きやすくなっています。ご利用の際は、室内の移動および備品の使用等について、必ず職員の指示に従い慎重に対応して下さい。
2. 第一応接室は、飾り戸棚の移動は禁止。他の家具等について、移動後は元の位置に戻して下さい。テレビを移動した場合、必ず画像調整をして映りを確認して下さい。
3. 第二応接室は、家具の使用はできますが、「一郎の椅子」は使用禁止。友紀夫胸像の移動は不可です。
4. 第三応接室は、テーブルの移動は禁止。展示ケースの移動をご希望の場合はお申し出下さい。
5. サンプル内の家具は使用可ですが、マットを移動した場合、使用後は元の位置に戻して下さい。
6. すべての間仕切り扉は特殊な構造になっていますので、開閉については必ず職員に任せして下さい。故障と傷の原因になります。
7. カーテン、扉、窓などの開閉等については、立て付けの悪いところがありますので、職員に確認の上開閉をしてください。
8. 飲食は、第三応接室とサンプルの丸テーブル側に限らせて頂きます。
9. 撮影準備のための撮影機材等の持ち込みについては、1, 2階とも床が木彫ですので、適切な養生をお願いします。

10. 特に細いヒールは厳禁とさせていただきますので、備え付けのスリッパに履き替えて頂きますようお願いいたします。
11. 床に物を落としたり、引きずったり養生していないもので圧力がかかると圧迫痕ができ、修復の対象になります。ご注意ください。
12. 撤収作業について、傷は片付け時に多く発生しがちですので、責任をもって実施してください。移動した家具の戻し、テープの張り残しなどが無いように点検して下さい。
13. 持ち込み時の養生品、食事のごみなどは必ずお持ち帰りください。
14. 当日見回り点検は致しますが、詳しくは翌日精査します。傷などがあった場合は直ちにご担当者にご連絡いたします。速やかに対応して頂くようお願いいたします。
15. 修復は当会館指定業者に会館の休館期間中に修復を依頼いたします。お支払いは施工業者に直接責任をもってお支払い下さい。
16. お忘れ物にご注意下さい。3 カ月はお預かりし、それを過ぎますと処分させていただきます。
- 17 新型コロナ感染予防について（感染症が収まるまでの特別項目）

新型コロナウイルスの感染拡大予防のため、新しい「日常の定着」に向けて入館者の皆様のご協力をお願いいたします。

 - 入館に際し発熱・咳などの症状のある方の入館をお断りする場合があります。
 - 入館に際し、必ず「検温」、消毒液での「消毒」をお願いいたします。
 - 利用中は、「三密」「大きな声での会話」にご注意ください。
 - 利用中は、適切に換気を行っていただくようお願いいたします。

※鳩山会館で万が一新型コロナウイルスによる感染が発生しますと、「公表」とともに「保健所への届出」「全館消毒」が必要になり、一時閉鎖だけでなく以後の利用者にご迷惑をお掛けすることになります。ご協力の程お願いいたします。
- 18 当会館の利用料については、清算済みを確認してからご使用願います。必要に応じて領収書を発行いたします。

「ハイヒール」についてのお願い

鳩山会館は申すまでもなく鳩山の私邸でした。住居に使用していたときは玄関でスリッパに履き替えて生活しておりました。平成8年に、従来の住居を修復し、記念館として公開しているものです。入口でスリッパに履き替えて見学頂く案もありましたが、安子夫人の英断により土足での入館できるように変更したものです。元々上履きに履き替えていたものですから入館に際してご注意を頂きたいことがございます。

- 1 会館の床は木彫造りです。傷つきやすいので『細いハイヒール』での入館はご遠慮頂いており、『細いハイヒール』で来館された方は入口でスリッパに履き替えて頂くようお願いいたします。
- 2 普通のハイヒールでも、ヒールのゴムが取れてしまい、すり減っている場合は鉄製の芯がむき出しになってきて、ホール・廊下に傷がつくこととなります。ハイヒールを履いていてゴムが取れているような自覚がある場合、スリッパに履き替えて頂くようお願いいたします。
- 3 ホールを利用するの会合で、おめかしをしてお出かけの場合服装にそぐわないからスリッパに履き替えることに抵抗を感じ不愉快な思いをされる場合もあります。会合の主催者が予め『細いハイヒール不可』と『「細いハイヒール」で来館の場合はスリッパに履き替えて頂く旨を徹底するよう』ようお願いいたします。
- 4 すり足など床を傷つけるような歩行はご遠慮ください。寒い時の待ち時間などホールや廊下などで足踏みなどご遠慮ください。また、CM撮影などオーナー筋の方が見えられる場合でも、注意事項をお守りいただくように徹底してください。上記の2つが重なって床をだいぶ傷つけてしまい修繕したことがございます。
- 5 「ハイヒール等による傷」の修復費用について(ご参考)
 - 1) 廊下・ホールを傷つけ修復をした場合の工程・料金を参考までにお知らせいたします。1階部分の第一応接室、食堂、廊下の修復で傷ついた部分を研磨し、傷の深い部分は板を張替ました。修理の途中で粉じんが立ちますので密閉養生をして作業をします。工作部分が終了しますと塗装部分で、ウレタン樹脂を3層塗布し更に仕上げにワックス塗布を実施しました。期間はおよそ10日を要しました。費用は100万円を少しオーバーした費用をご負担頂きました。
 - 2) 大広間に関してはヒール及び養生の不具合で上記同様の補修工事を実施し、180万円弱の費用のご負担を頂いております。
- 6 ハイヒール等により床に傷をつけた場合、職員が適時巡回をしていますので事業終了時の点検で確認をしたうえで、会館指定の業者による見積りにより修復費用をご請求させていただきます。
- 7 歴史的な建物ですので、会館の使用上だいぶ制限があるように感じられると存じますが、建物維持管理上皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。 以上